

様式例（その1）（規則第5条、第6条、

300㎡未満の場合、専用の整備項目表を使用して下さい。  
（ただし、別表第1(1)から(6)の都市施設を除く。）

### 特定都市施設整備項目表（建築物）（記載例）

施設の所在地	津山市山北〇〇
施設の名称	ツヤマビルディング

届出（協議書）と同様、地名地番が複数ある場合は、代表の地名地番を記入して下さい。

項目	小項目	主な整備基準		適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通じる出入口	ア	幅は、内法のり 80 cm以上	○		
		イ	車いすが円滑に通行可能な戸	○		
		ウ	車いすの支障となる段差の解消	○		
		エ	床面は、水平面の確保	○		
(2) 敷地内の通路	1) 通路	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○		
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	○		
		3	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくいふたとする。	—		
	2) 道等に至る 1以上	4	ア 幅員は、内法のり 120 cm以上	○		
			整備対象項目で、該当する施設がない場合は「—」を明記して下さい。	○		
	3) 傾斜路	5	ア	幅は、内法のり 120 cm以上、段併設の場合 90 cm以上	○	
			イ	勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下	×	敷地が狭小のため
			ウ	高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置	○	
			オ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	
			カ	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	○	
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○		
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	—		
		3	ア	幅は、内法のり 120 cm以上	○	
			イ	車いす回転スペースの確保（末端及び 50m 以内ごと）	○	
			ウ	高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	—	
		エ	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平面を確保	○		
	2) 傾斜路	4		幅は、内法のり 120 cm以上、段を併設の場合は 90 cm以上	—	
				勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下	—	
				高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置	—	
				高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置	—	
			エ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	—	
			カ	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	—	
			2cm以下、かつ、ゆるやかなすりつけを行った段以外のものが、適合とみなします。	—		
3) 各室の出入口	5		出入口の幅は、内法のり 80 cm以上	○		
			車いすが円滑に通行可能な戸	○		
			車いすの支障となる段差の解消	○		

やむを得ず適合できない場合は、×を明記し、備考欄に適合しない理由を明示して下さい。

2cm以下、かつ、ゆるやかなすりつけを行った段以外のものが、適合とみなします。

(4) 階段	階段		ア	手すりの設置	○	
			イ	主たる階段の回り段の禁止	○	
			ウ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	
			エ	段は、識別しやすくつまづきにくいもの	○	
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上 腰掛式便器、手すりの設置	○	
	2) 男子用小便器	2		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上 床置き式小便器、手すりの設置	○	
(6) 車いす使用者用便房	車いす使用者用便房			多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上		
			ア	車いすで円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
			イ	出入口の幅は、内法のり80 cm以上 滑りに通行可能な戸		
			エ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			オ	車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器		
			カ	操作が容易な水栓器具		
(7) 駐車施設	1) 車いす使用者用駐車施設			多数の者が利用する駐車場で、50台以下の場合1台以上、50台を超える場合は50台ごとに1台加算した数		
			ア	「(1) 出入口」に近い位置		
			イ	幅は、350 cm以上		
			ウ	車いす使用者用である旨の表示		
			エ	床面は、水平面を確保		
			2) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口からの通路	1	ア	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等		
			イ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
			ウ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		
			エ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
	2) 出入口からの受付等	2		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等		
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設			
(9) エレベーター	エレベーター	1		直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上		
		2	ア	かごの床面積は、1.83 m <sup>2</sup> 以上		
			イ	かごの奥行きは、内法のり135 cm以上		

整備対象項目ではない場合、「/」とする。

			ウ	かご内の平面形状は、車いすの転回に支障のないもの		
			エ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置		
			オ	手すりの設置		
			カ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
			キ	かご内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
			ク	出入口の幅は、内法のり 80 cm以上		
			ケ	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置		
			コ	かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示		
			サ	乗降ロビーの幅、奥行きは、内法のり 150 cm以上		
			シ	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置(かごに設けられている場合を除く。)		
(10) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台			受付にカウンター等を設ける場合は 1 以上		
				車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮	-	
(11) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1		公衆電話所を設ける場合は 1 以上		
				車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮	-	
	2) 出入口	2		幅は、内法のり 80 cm以上	-	
				車いすが円滑に通行可能な戸	-	
				車いすの支障となる段差の解消	-	
(12) 券売機	券売機			券売機を設ける場合は 1 以上		
			ア	車いす使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン	-	
			イ	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用	-	
(13) 改札口及びレジ通路	改札口、レジ通路			改札口等を設ける場合は 1 以上		
			ア	幅は、内法のり 80 cm以上	○	
			イ	戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸	-	
			ウ	段差の解消	○	
			エ	床面は、水平面の確保	○	
(14) 館内案内板	館内案内板			館内案内板を設ける場合は 1 以上		
			ア	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示	○	
			イ	点字による表示を併用	○	
			ウ	車いす使用者用便房がある場合に位置を表示	○	
(15) 観客席	1) 車いす使用者用観客席、観覧席	1		固定した客席を設ける場合		
				客席数が 100 席以下の場合 1 席以上、100 席を超え 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場 加算した数(但し 10 席をとす)	-	
				、奥行きの内法のり 120 cm以上	-	
			イ	床面は、水平面の確保	-	
				表面は、滑りにくい仕上げ	-	

適合の有無がわかるよう、詳細図（必要に応じてカラー版）を添付する。

			ウ	前面及び側面に、落下防止の措置	-	
	2) 出入口から客席への通路	2		幅は内法のり 120 cm以上	-	
		3		高低差がある場合、車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路の設置	-	
				勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下	-	
				高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置	-	
				手すりの設置	-	
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	-	
				傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	-	
(16) 洗面所	洗面所			多数の者が利用する洗面所を設ける場合は 1 以上		
		ア		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	
		イ		車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器	○	
		ウ		操作が容易な水栓器具	○	
		エ		車いすで円滑に利用できる鏡の設置	○	
(17) 浴室	浴室、脱衣室			多数の者が利用する浴室を設ける場合は 1 以上		
		ア		出入口の幅は、内法のり 80 cm以上	-	
		イ		出入口の段差の解消	-	
		ウ		車いすで円滑に通行可能な戸	-	
		エ		手すりの設置	-	
		オ		表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	-	
		カ		操作が容易な水栓器具	-	
(18) 更衣室等	更衣室、シャワー室			多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は 1 以上		
		ア		出入口の幅は、内法のり 80 cm以上	-	
		イ		出入口の段差の解消	-	
		ウ		車いすで円滑に通行可能な戸	-	
		エ		表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	-	
		オ		手すりの設置	-	
		カ		操作が容易な水栓器具	-	
(19) 授乳場所	授乳場所			官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上のものに 1 以上		
				授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置	-	
(20) おむつ交換台	おむつ交換台			官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のものに 1 以上		
				おむつ交換台を設置	-	
(21) 乳幼児いす	乳幼児いす			官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上のものに 1 以上		
				便房内に乳幼児用のいすを設置	-	
(22) 客室	車いす使用者用客室			客室数が 100 室以上の宿泊施設で、総客室数に 50 分の 1 を乗じた整数以上の数を設置(但し 8 室を超える場合は 8 室とする)		
		ア		出入口の幅は、内法のり 80 cm以上		
				車いすで円滑に通行可能な戸		

			出入口の段差の解消		
		イ	客室内部に「(6)車いす使用者用便房」の構造のものを設置		
		ウ	客室内部に浴室を設ける場合「(16)洗面所」「(17)浴室」の構造のものを設置		
		エ	室内は、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保		

- 備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください
- 2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。
- 3 整備基準の適合状況を添付図面に明示してください。